

## 抜本的な衆議院選挙制度改革を求める意見書

去る1月18日に民主党政治改革推進本部において、5県を対象に選挙区を1つずつ減らし、比例代表定数を80削減する衆議院議員選挙区画定審議会設置法改正案及び公職選挙法改正案を通常国会に提出する方針が決定された。

その内容は、現行の小選挙区比例代表並立制を前提に、本県をはじめ徳島、山梨、福井、佐賀の各県で選挙区を3から2に減らし、区割りを変更するとともに、比例代表定数を180から100に削減するものである。

特に小選挙区制については、最高裁により、2009年の衆院選で最大2.30倍となった「1票の格差」を違憲状態と判断されたことから、現行制度の見直しが必要となったものであるが、格差を是正するための措置とはいえ、単純な人口割りに基づく小手先の改革であると言わざるを得ない。これでは、過疎化が進行し課題が山積している地方の意見が、ますます国政に届きにくくなり、地方の切り捨てが進む結果となる。更に、地方分権に逆行するもので、到底容認できるものではない。

また、道州制などこれまでの枠組みとは違った議論も進んでおり、加えて今回の東日本大震災や今後発生が予想される東海・東南海・南海地震、首都直下地震の対応に絡め、国家・行政機能の安全保障の観点から首都機能移転の議論も必要となってくる。そうした場合における大幅な人口移動も現実になり得るものとして考えられる。

今こそ、これからの国の姿を示したうえで選挙制度のあり方を議論すべきであり、憲法改正も視野に入れ、1票の格差に過度に固執することなく、地方の意見が国政に反映される選挙制度・定数配分・選挙区割りを構築すべきである。

よって、国におかれては、衆議院選挙制度改革に当たっては、地方の意見にしっかり耳を傾けていただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

高知県議会議長 武石利彦

衆議院議長 }  
参議院議長 } 様